

千葉県保育所問題解決推進チーム設置要綱

(趣旨)

第1条 千葉県保育所（認定こども園を含む。以下同じ。）における解決困難な問題に対し、迅速かつ的確な解決を推進するため、法律又は臨床心理の専門的な観点から助言等を実施する保育所問題解決推進チームを設置する。

(人数等)

第2条 保育所問題解決推進チームの相談員（以下「問題解決推進相談員」という。）は、市長が、次の各号に掲げる資格を持つ専門家から、当該各号に掲げる人数を選任する。

- (1) 弁護士 1人
- (2) 臨床心理士 1人

(問題解決推進相談員の職務内容)

第3条 弁護士から選任する問題解決推進相談員（以下「弁護士相談員」という。）は、市からの要請を受け、幼保指導課、幼保運営課、幼保支援課及び保育所の職員（以下「幼保指導課等の職員」という。）との相談（電話等通信の方法により行う相談を含む。）を実施し、専門的見地から助言を行うものとする。

2 臨床心理士から選任する問題解決推進相談員（以下「臨床心理士相談員」という。）は、市からの要請を受け、幼保指導課等の職員又は問題に係る保護者との相談（電話等通信により行う相談を含むが、問題に係る保護者との相談は、幼保指導課等の職員が同席した場において面談の方法で行うものに限る。）を実施し、専門的見地から助言を行うものとする。

3 弁護士相談員及び臨床心理士相談員は幼保指導課等の職員と保育所問題解決推進チームを編成し、問題解決に努める。

(任期)

第4条 問題解決推進相談員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 市長は、問題解決推進相談員が次の各号の一に該当するときは、その任を解くことができる。

- (1) 辞任を申し出たとき。
- (2) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) その他問題解決推進相談員としてふさわしくないと市長が認めたとき。

(選任の方法)

第5条 問題解決推進相談員の選任は、次の各号に掲げる相談員の資格に応じ、それぞれ当該各号に定める団体から推薦を受けた者の中から市長が就任を依頼する。

- (1) 弁護士相談員 千葉県弁護士会
- (2) 臨床心理士相談員 千葉県公認心理師協会

(報告)

第6条 問題解決推進相談員は、第3条に掲げる職務を行った場合は、実績報告書(様式第1号)に必要な書類を添付して、市長に報告するものとする。

(謝金)

第7条 市長は、問題解決推進相談員に対し、1月当たり14,000円の謝金を支払うものとする。

2 市長は、問題解決推進相談員に対し、前条の報告に基づき、前項の金額に次の各号に定める金額を加えた金額の謝金を支払うものとする。

(1) 弁護士相談員の職務

個別面談による相談・協議等 1時間当たり20,000円

(2) 臨床心理士相談員の職務

個別面談による相談・協議等 1時間当たり10,000円

3 1時間当たりの謝金は、月の初日から末日までを計算期間とし、その期間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該時間を翌月の計算に繰り入れるものとする。この場合において、3月の計算時に1時間未満の端数が生じたときは、1時間に繰り上げるものとする。

4 職務に必要な交通費は、謝金に含むものとする。ただし、市外への出張を要する場合など市長が交通費の支払を必要と認める場合は、この限りでない。

(守秘義務)

第8条 問題解決推進相談員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、問題解決推進相談員に関し必要な事項は、幼保指導課長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

千葉市保育所（認定こども園）問題解決推進相談員実績報告書

（あて先）千葉市長

（氏 名）

（住 所）

（連絡先）

1 実施日等(〇月分)

職務内容	方法・場所	従事時間	時間数
	面談（場所： ）	時 分～ 時 分	時間 分
	面談（場所： ）	時 分～ 時 分	時間 分
	面談（場所： ）	時 分～ 時 分	時間 分
	面談（場所： ）	時 分～ 時 分	時間 分
	面談（場所： ）	時 分～ 時 分	時間 分
	面談（場所： ）	時 分～ 時 分	時間 分
	面談（場所： ）	時 分～ 時 分	時間 分
	面談（場所： ）	時 分～ 時 分	時間 分
	面談（場所： ）	時 分～ 時 分	時間 分
	面談（場所： ）	時 分～ 時 分	時間 分
合計			時間 分

2 実施内容等 添付書類のとおり